

事故現場は片側1車線の見通しのよい道路であり、当該停留所は道路沿いに設置されたもの。

この事故により、当時バスに乗車していた乗客20名のうち、16名が軽傷を負った。

(2) 乗合バスと自転車の衝突事故

12月2日(火)午前8時53分頃、奈良県の信号機のある市道交差点において、同県に営業所を置く乗合バスが左折した際に、横断歩道を横断中の自転車と衝突した。

この事故により、自転車を運転していた女性が死亡した。

運転者は左折する際の巻き込みを気にし、横断歩道の確認がおろそかになった模様。

(3) 貸切バスの転落事故

12月2日(火)午前11時35分頃、北海道の国道において、同道に営業所を置く貸切バスが道路から転落した。

この事故で乗客、添乗員あわせて17名が軽傷、貸切バスの運転者は怪我はなし。事故当時、現場は吹雪で視界が悪く、路面は凍結しており、丁字路交差点の手前でブレーキをかけたが、止まりきれずにスリップして転落した模様。

(4) 法人タクシーの死傷事故

11月28日(金)午前0時40分頃、鳥取県の県道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが迎車運行中、横断歩道を渡っていた歩行者をはね、タクシーも道路脇に衝突した。

この事故により、歩行者1名が死亡し、タクシーの運転者は軽傷を負った。

現場は、中央分離帯のある片側2車線の見通しのよい信号機のある交差点。

事故当時、タクシーは迎車運行中で、運転者は横断歩道の手前18メートルの地点で歩行者を発見し、ブレーキをかけ左に回避したが間に合わずはねた模様。

(5) タクシー乗客が死亡した事故

11月30日(日)午前2時頃、和歌山県の県道交差点において、大阪府に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せて運行中、赤信号を無視して交差点に進入してきた軽自動車と衝突した。

この事故によりタクシーの乗客1名が死亡、タクシーの運転者と軽乗用車の運転者が意識不明の重体。

事故は、パトカーに追跡されていた軽自動車が赤信号を無視して交差点に進入し、タクシーの左側面に衝突したものの。

(6) トラック同士が衝突し塩酸が漏洩した事故

11月28日(金)午前8時頃、山梨県の国道交差点で、同県に営業所を置くト

トラックが右折しようとしたところ、対向から直進してきた自家用トラックが衝突し、事業用トラックが横転して積んでいた塩酸入りドラム缶（200L）10本が道路に落ち、少なくとも2本に亀裂が入り、中の塩酸の一部が路上に漏れた。この事故により、双方の運転者2名が負傷を負った模様。駆けつけた消防や塩酸を積んでいたトラック事業者の作業員が中和作業を行い、塩酸によるけが人や周辺への影響はない模様。

（7）トラックが酒気帯び運転で物損事故

11月30日（日）午前11時頃、新潟県において、大阪府に営業所を置くトラックが民家の車庫に衝突する事故が発生した。この事故でけが人はいなかったが、トラックを運転者から基準を超えるアルコールが検出され、駆けつけた警察官に酒気帯び運転の現行犯で逮捕された。

（8）トラックの飲酒事故

12月1日（月）午後6時30分頃、山形県のコンビニエンスストア駐車場において、山形県に営業所を置くトラックが駐車していた乗用車に接触事故を惹起した。トラックはそのまま走行していったことから、コンビニエンスストアの店員が警察に通報し、通報を受けた警察官が運転者に事情聴取を行った際に、飲酒運転が発覚した。



【2. 大雪等に対する安全の確保について】

気象庁より大雪に関する全般気象情報が発表されています。また、本日、愛媛・徳島県境付近において、雪のためトラックが坂道を上れずにスタックしたことを発端に、約130台が立ち往生する事態が発生しました。バス、タクシー及びトラック等の運行については、気象情報や道路情報等を自治体からの情報や報道等によりの確に把握し、運行休止を含めた安全の確保について適切な対応をお願いします。

気象情報（気象庁防災情報）
→<http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>

道路情報（交通規制・道路気象）
→<http://www.mlit.go.jp/road/roadinfo/>



【3. 「ドラブリ2014」開催のご案内】



【6. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！】

平成25年度中の大型車（車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス等）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとまりましたので公表します。

当該事故が2年連続で増加し、平成25年度も前年度比約3割増と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車の使用者に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000091.html



【7. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について】

平成26年3月3日未明に北陸自動車道において発生した高速乗合バス事故は、乗客・乗員2名が死亡、乗客等26名が重軽傷を負うという痛ましい事故でした。

国土交通省では、事故発生直後に事故対策本部を設置し、宮城交通(株)への監査、事故原因の調査分析を進めてきました。

警察とも連携した原因調査の中では、事故発生前に運転者が意識を消失していた可能性が高いとみて調査分析を進めておりますが、そのような状況に至った直接的な原因を特定するには時間を要する見通しとなっております。

高速バスの輸送の安全確保は喫緊の課題であることから、今般、運転者の体調急変に伴う事故を防止するための更なる対策を講じます。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000033.html



【8. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！】

平成25年4月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、従来200両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成25年10月1日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成26年1月6日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄

→ http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html



【 1 1. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について】

平成 2 5 年 3 月 2 6 日（火）に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html



【 1 2. トラックの保有車両数が5両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります。】

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴い、平成 2 5 年 5 月 1 日より、保有車両数が 5 両未満の営業所でも、原則、運行管理者の選任が必要となります。

（ただし、経過措置として、この省令の公布の際、現に 5 両割れ事業者であった者については、平成 2 6 年 4 月 3 0 日までに運行管理者の選任を行う必要があります。）

○改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 2 2 号）（抄）

第 1 8 条（運行管理者の選任）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を 3 0 で除して得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に 1 を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5 両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成 2 5 年 3 月 2 9 日

施行：平成 2 5 年 5 月 1 日



【 1 3. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを 1 つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思ひます。

今回、1つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思ひます！

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

〔掲載マニュアル一覧〕

- ・ H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- ・ H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
- ・ H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・ H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・ H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
- ・ H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
- ・ H19年6月：S A S対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 （ www.mlit.go.jp/RJ/ ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30～12:00 13:00～17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

*** 自動車のリコール等の通知等があったときは！**

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

